

議員提出議案第10号

当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意
見書

上記の議案を提出する。

令和6年9月18日

提出者

21番 本間まさよ

22番 山本ひとみ

24番 西園寺みきこ

26番 深沢達也

武藏野市議会議長 落合 勝利 殿

当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書

マイナンバー関連法の改正により、令和6年12月2日をもって健康保険証の新規発行が停止されることとなっている。

しかし、保険証機能のマイナンバーカードへの一本化は、本来取得は任意であるはずのカード取得を事実上「義務化する」ことにはかならず、いつでもどこでも誰でも必要なときに医療を受けられる我が国の「国民皆保険制度」が機能不全に陥ることにつながりかねない。

また、医療現場ではいまだにカードによる資格確認が正確にできない（機械の故障、誤作動、ひもづけ誤り、登録遅延など）といったトラブルが後を絶たない。全国保険医団体連合会が昨年11月から今年の1月にかけて医療機関に行ったアンケートでは、昨年10月以降、オンライン資格確認に関するトラブルがあったと回答した医療機関が6割近くに上り、現行の健康保険証の廃止に対して90%以上が「延期または保険証を残すべき」と回答している。

マイナ保険証の利用率は令和6年5月時点でも7.73%にとどまるなど多くの国民・市民の不安が払拭されているとは到底言うことができない。このまま現行の健康保険証を廃止すれば、医療現場はもとより、保険者や自治体などでも大変な混乱が起こることは避けられないものと考える。

上記の理由により、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証を両立することを政府に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

武藏野市議会議長 落合 勝利

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

宛て